

四十三年逯鼎

馬越靖史

【器名】 四十三年逯鼎（卅三年逯鼎）・四十三年逯鼎・四十三年逯鼎・四十三年逯鼎

—寶鷄眉縣楊家村單氏青銅器窖藏』（文物出版社、二〇〇八年）

【時代】 西周晚期（宣王）

【著録その二—發掘報告・圖録】

③ 陝西省考古研究所・寶鷄市考古工作队・聯合考古隊・眉縣文化館「陝西眉縣楊家村西周青銅器窖藏」（『考古與文物』二〇〇三年第三期）

【出土】

二〇〇三年一月一九日に陝西省眉縣馬家鎮楊家村の窖穴から出土した二七件の西周青銅器のうちの鼎で、十器がある。發掘の顛末については、本誌第二號所収の拙稿「逯盤」ですでに記したので、それを参照されたい。

④ 陝西省考古研究所・寶鷄市考古工作队・楊家村聯合考古隊・眉縣文化館「陝西眉縣楊家村西周青銅器窖藏發掘簡報」（『文物』二〇〇三年第六期）

【著録その三—その他】

【所藏】 陝西省寶鷄青銅器博物館

⑤ 鍾柏生等合編『新收殷周青銅器銘文暨器影彙編』（藝文印書館、二〇〇六年）、器號747-756（p.545-551）。

銘文の拓影は辛（八）號器のみ。

【著録その一—圖録・出土状況】

⑥ 劉雨・嚴志斌編著『近出殷周金文集録二編』（中華書局、二〇一〇年）、

① 陝西省文物局・中華世紀壇藝術館編『盛世吉金—陝西寶鷄眉縣青銅器窖藏』（北京出版社、二〇〇三年）

② 陝西省考古研究所・寶鷄市考古研究所・眉縣文化館編『吉金鑄華章

【本鼎銘文の考釋（釋讀）】

- ⑦李零「讀楊家村出土虞述諸器」（『中國歷史文物』二〇〇三年第三期）
 ⑧李學勤「眉縣楊家村新出青銅器研究」（『文物』二〇〇三年第六期）
 ⑨李學勤「四十二年佐鼎與牧簋」（『中國古代文明研究』、華東師範大學出版社、二〇〇五年。原載は『中國史研究』二〇〇三年第二期）
 ⑩裘錫圭「讀迷器銘文札記三則」（『文物』二〇〇三年第六期）
 ⑪劉懷君・辛怡華・劉棟「四十二年・四十二年迷鼎銘文試釋」（『文物』二〇〇三年第六期、また②に再収）
 ⑫劉軍社・辛怡華「眉縣楊家村迷盤・迷鼎淺析」（『寶鷄社會科學』二〇〇三年第二期）
 ⑬周曉陸「《徯鼎》讀箋」（『西北大學學報（哲社版）』二〇〇三年第四期）
 ⑭孫亞冰「眉縣楊家村卅二・卅三年迷鼎考釋」（『中國史研究』二〇〇三年第四期）
 ⑮連劭名「眉縣楊家村窖藏青銅器銘文考述」（『中原文物』二〇〇四年第六期）
 ⑯王晶「卅三年迷鼎中“訊庶又彝”考辨」（『中國史研究』二〇〇七年第三期。のち『西周涉法銘文匯釋及考證』、中國社會科學出版社、二〇一三年に再収）
 ⑰張崇禮「迷器銘文補釋」（『復旦大學出土文獻與古文字研究中心網站』、二〇一一年）
http://www.gwz.fudan.edu.cn/SrcShow.asp?Src_ID=1959#_ednref24

⑱王晶「卅三年迷鼎中的“歷人”再探」（『西周涉法銘文匯釋及考證』、中國社會科學出版社、二〇一三年）

なお、周鳳五「眉縣楊家村窖藏〈四十二年迷鼎〉銘文初探」（『康樂集——曾憲通教授七十壽慶論文集』、中山大學出版社、二〇〇六年）があるようだが見。

【本鼎銘文に関する論考】

- ⑲考古與文物編輯部「寶鷄眉縣楊家村窖藏單氏家族青銅器群座談紀要」（『考古與文物』二〇〇三年第三期）
 ⑳馬承源等「陝西眉縣出土窖藏青銅器筆談」（『文物』二〇〇三年第六期）
 ㉑周曉陸「西周“徯器”及相關問題探討」（『南京大學學報（哲學・人文科學・社會科學）』二〇〇三年第四期）
 ㉒董珊「略論西周單氏家族窖藏青銅器銘文」（『中國歷史文物』二〇〇三年第四期）
 ㉓張潤棠「眉縣楊家村窖藏青銅器述評」（『寶鷄文理學院學報（社會科學版）』二〇〇三年第五期）
 ㉔黃盛璋「眉縣楊家村迷家窖藏銅器解要」（『中國歷史文物』二〇〇四年第三期）
 ㉕田率「陝西眉縣青銅器窖藏與西周單迷家族」（『中國歷史文物』二〇〇八年第四期）
 ㉖張培瑜「迷鼎的王世與西周晚期曆法月相紀日」（『中國歷史文物』

二〇〇三年第三期)

⑦張培瑜「迷鼎的月相紀日和西周年代」(『文物』二〇〇三年第六期)

⑧夏含夷「四十二年・四十三年兩件吳迷鼎的年代」(『中國歷史文物』二〇〇三年第五期)

⑨葉正渤「迷鼎銘文曆法解疑」(『鹽城師範學院學報(人文社會科學版)』第三二卷第六期,二〇一二年)

⑩王治國「四十三年迷鼎銘文所反映的西周晚期冊命禮儀的變化」(朱鳳翰主編『新出金文與西周歷史』,上海世紀出版股份有限公司・上海古籍出版社,二〇一一年)

以下、本稿で引用する金文や青銅器の著録書および考釋書の略稱は次の通りである。

集成 中國社會科學院考古研究所『殷周金文集成』(修訂增補本,中華書局,二〇〇七年)

近出 劉雨・盧岩『近出殷周金文集錄』(中華書局,二〇〇二年)

近出二 劉雨・嚴志斌『近出殷周金文集錄二編』(中華書局,二〇一〇年)

通釋 白川靜『金文通釋』(『白川靜著作集別卷』,平凡社,二〇〇四年) 年一〇五年)

林斷代 林巳奈夫『殷周時代青銅器の研究』(吉川弘文館,一九八四年)
鑄華 陝西省考古研究所・寶鷄市考古研究所・眉縣文化館編『古金鑄華章——寶鷄眉縣楊家村單氏青銅器窖藏』(文物出版社,二〇〇八年)

【器制】

十件出土。器形および紋飾はいずれもほぼ似通っており、②鑄華に従って甲(一)號器のそれを次に記す。

口部はすぼんでおり、沿部は平らかで外向きに折れている。方形の立耳はかすかに外向きにされている。下腹部は外向きに傾いて垂れ、底部は圓くて廣い。三本の脚は蹄状をしており、内側は扁平である。三脚の間には三角形の鑄型の痕があり(②鑄華は二つあるとする)、その間にはまた内にすぼんだ三角形から成る鑄型の痕があり、煤がやや厚めに残っている。立耳の外側は重環紋を飾る。沿部の下には竊曲紋を一周飾り、その間に凸形の扉稜が紋飾を六グループに分けている。腹部は環帶紋を一周飾る。三脚の膝上部には扉稜と兩側の圖案とから成る獸面紋がある。

②鑄華によれば、十器のサイズは次の通りである。

- 甲(一) 號器(編號 2003MYJ: 18) は口径 49.7cm、通高 58.5cm、重 46kg。
- 乙(二) 號器(編號 2003MYJ: 13) は口径 46cm、通高 53.3cm、重 33.5kg。
- 丙(三) 號器(編號 2003MYJ: 3) は口径 43.8cm、通高 48.8cm、重 29.5kg。
- 丁(四) 號器(編號 2003MYJ: 6) は口径 39.5cm、通高 45.9cm、重 22kg。
- 戊(五) 號器(編號 2003MYJ: 12) は口径 31.6cm、通高 35.8cm、重 12kg。

己(六) 號器 (編號 2003MYJ : 5) は口徑 30.5cm 通高 32.4cm 重々 10kg。

庚(七) 號器 (編號 2003MYJ : 16) は口徑 26.5cm 通高 27.6cm 重々 6.5kg。

辛(八) 號器 (編號 2003MYJ : 2) は口徑 26.5cm 通高 27.1cm 重々 7.3kg。

壬(九) 號器 (編號 2003MYJ : 8) は口徑 23.9cm 通高 24.7cm 重々 4.3kg。

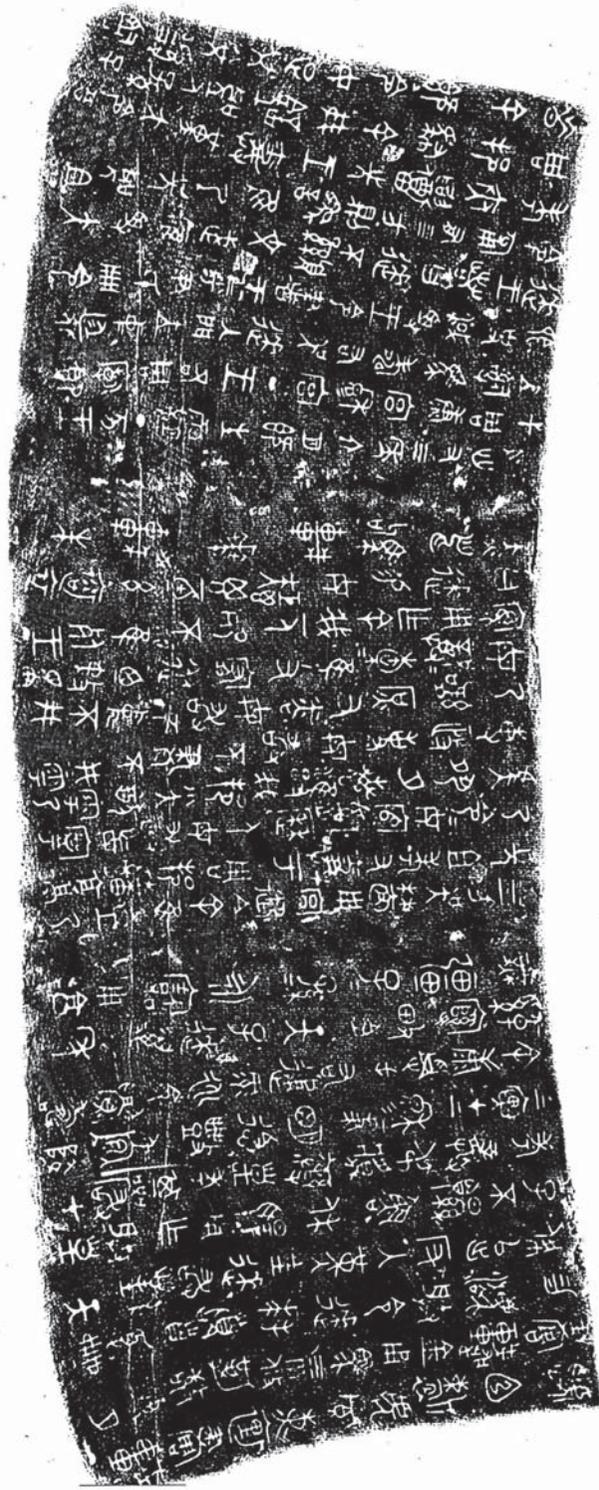
癸(十) 號器 (編號 2003MYJ : 4) は口徑 21.5cm 通高 22.5cm 重々 3.9kg。

圖一 甲(一) 號器器影および器形摹圖 (⑥近出二330より引用)





圖二 甲（一）號器銘文拓影（⑨近出二330より引用）



圖三 丙(三)號鼎銘文拓影(近出二332より引用)

圖四 戊(五)號器銘文拓影(⑨近出1334より引用)



【銘文】

十件いずれも有銘。いずれも腹内の壁に鑄出されている。以下、②鑄華を参照しつつ各器銘の書式を記す（字数は筆者の値）。

甲（一）號鼎銘（圖二）は三〇行、毎行一〇から一五字、一〇行ごとくに間隔が一行ある。計三一八字。うち重文七字、合文一字。

乙（二）號鼎銘は三〇行、毎行八から一三字、第一段一〇行・第二段一一行・第三段九行の間に間隔がある。計三一五字。うち重文六字、合文一字。

丙（三）號鼎銘（圖三）は二九行、毎行七から一三字、第一段一〇行・第二段一〇行・第三段九行の間に間隔がある。各段の順序が顛倒しており、第三段が自然と首段、第一段が末段となる。②鑄華によれば、このことは鼎の銘文ではいまなお初見で、鑄型の置き方にまちがいがあったことから起こったのだろうという。計三一六字。うち重文七字、合文一字。

丁（四）號鼎銘は二七行、毎行一〇から一七字、第一段一一行・第二段一一行・第三段五行の間に間隔がある。計三一九字。うち重文七字、合文一字。

戊（五）號鼎銘（圖四）は二五行、毎行一〇から一六字。計三一九字。うち重文八字、合文一字。本號鼎が十器中、重文符號を完備し字数が最も多くなっている。ただ、紀年を「卅三年」に作るが、他器を参照すると「卅三年」の誤りと見てよい。

己（六）號鼎銘は二七行、毎行九から一五字。第一段一〇行・第二段一〇行・第三段七行の間に一行間隔がある。字跡不鮮明なところが

多く、おそらく計三一六字あるいはそれよりやや上の數値。うち確認できる重文四字、合文一字。紀年は戊（五）號鼎銘と同じく「卅三年」に作るが、これも「卅三年」の誤りと見てよい。

庚（七）號鼎銘は三〇行、毎行八から一八字。第一段一一行・第二段一〇行・第三段九行の間に間隔がある。拓影の第一から三行目の右下が缺けているのと、字跡が一部鮮明でないところがあり、計三〇六字あるいはそれよりやや上の數値。うち確認できる重文三字、合文一字。

辛（八）號鼎銘は三一行、毎行八から一二字。計三一六字。うち重文五字、合文一字。

壬（九）號鼎銘は一六行、毎行二から一〇字。計一三一字。この銘文は不完全で、前半部分だけを記したものである。

癸（十）號鼎銘は一七行、毎行八から一二字。計一七一字。うち重文六字、合文一字。壬（九）號鼎銘と合わせてほぼ完全な銘文をなすもので、本鼎銘は後半部分を記している。ただし、後ろから四行目の「皇考𣪠（共）𣪠（叔）」下に「𣪠（𣪠）彝皇考其嚴才（在）上廛（翼）才（在）下穆（穆）秉明德」一六字を缺く。

【銘文隸定】（戊（五）號器銘〔圖四〕を底本とし他器銘と校勘）

佳（唯）卅（四十）又三𣪠（年）六月既生霸丁亥王才（在）周康宮穆宮旦王各（格）周廟卽立（位）

嗣(司)馬壽右(佑)吳(虞)遜入門立中廷北嚮(嚮)

史滅受(授)王令(命)書王乎(呼)尹氏册令(命)遜

王若曰遜不(丕)顯文武雁(膺)受大令(命)匍有

三(四)方劓(則)繇佳(唯)乃先聖且(祖)考來饗(詔)先

王

舜(勳)董(勤)大令(命)奠周邦肆余弗貽(望(忘))聖人

孫子昔余既令(命)女(汝)足(疋)燹(榮)兌賦嗣(司)三

(四)方

吳(虞)替(林)用宮御今余佳(唯)烝(經)乃先且(祖)考

又(有)舜(勳)于周邦黷(申)稟(就)乃令(命) = (命)

女(汝)官嗣(司)

歷人母(母)敢妄(荒)寧虔夙夕虫(惠)離(雍)我

邦小大猷孚乃專(敷)政事母(母)敢不斐(畫)

不井(型)孚乃啗(訊)庶又(右)咨(葬)母(母)敢不中不

井(型)

母(母)髡^二(髡)窶^二(窶)佳(唯)又(有)有從迺殺(務

〈侮〉)鰥寡

用乍(作)余我一人矧(怨)、不小(肖)佳(唯)夬(死)王

曰遜易(賜)

女(汝)鬻(柜)鬻一亩玄袞(袞)衣赤舄駒車奉(賁)

較(較)朱號(鞞)函(鞞)斷(斬)虎匱(幕)熏(纁)裏書

(畫)轉

壽(畫)輓(輶)金甬馬三(四)匹伎(鑿)勒敬夙夕勿

灋朕(朕)令(命)遜揅(拜)頤(稽)首受册佩呂(以)出

反入董(瑾)圭遜敢對天子不(丕)顯魯

休甯(揚)用乍(作)朕(朕)皇考彝(共)弔(叔)黷(黷)

彝

皇考其嚴才(在)上廩(翼)才(在)下穆^二(穆)秉明

德黜^二巢^二降余康受(薨)屯(純)右(祐)

通泉(祿)永令(命)費(眉)壽韓(綽)縮吮(峻)臣天

子遜萬禾(年)無疆(疆)子^二(子)孫^二(孫)永寶用高(享)

【考釋】(丸數字は前掲の文獻番號を、「」は筆者の補足を表す)

佳(唯)卅(四十)又三禾(年)六月既生霸丁亥、王才(在)

周康宮穆宮。且、王、各(格)周廟卽立(位)、嗣(司)馬壽

右(佑)吳(虞)遜、入門立中廷北嚮(嚮)。史滅受(授)王

令(命)書。王乎(呼)尹氏册令(命)遜。

「四十三年」が宣王の紀年と考えられることについては、拙稿「四十二年遜鼎」(本誌第三號)ですでに言及したので、それを参照されたい。

「周康宮穆宮」は、四十二年鼎の「周康穆宮」と同一の宮廟。四十二年鼎に「王才(在)周康穆宮且王各(格)大室」と言い、③王

治國は、「吳方彝(集成 9896、西周中期)の『王在周成大室、且、王各廟』という記載から見れば、ここでの大室と廟は必ずや同じ場所

はない。そうでなければ、王がすでに大室にいる以上、再度「廟にいたる」はずはない」と説く。四十二年鼎と本鼎の記述から考えると、周康穆宮（あるいは）の敷地内に「大室」と「周廟」二つの異なった建築物があり、両者いずれも「中廷」を備え、儀禮が行われる場であったということである。

なお、四十二年鼎では「尹氏受（授）王賚（賚）書。王乎（呼）史滅册賚（賚）逡」とあり、王に賚書を授けたのが「尹氏」、王に呼ばれて逡に册賚したのが「史滅」であったが、本鼎では王に册書を授けたのが「史滅」、册命したのが「尹氏」となっている。吉本道雅は、第一の史官が王に命書を手交し、王が第二の史官を読んで册命させる類似の事例は、「册賚」を記録した四十二年鼎と「册易（賜）」を記録した袁鼎・盤（集成 2819・10172）に見え、三例とも宣王期に屬し、それ以前の金文には見えないと言う（『中國先秦史の研究』、京都大學學術出版会、二〇〇五年、三五頁）。

王若曰、逡、不（丕）顯文武、雁（膺）受大令（命）、匍有三（四）方、勳（則）繇佳（唯）乃先聖且（祖）考、夾饗（詔）先王、彝（勳）董（勤）大令（命）、奠周邦。肆余弗貺（望〈忘〉）聖人孫子。昔、余既令（命）女（汝）足（疋）燹（榮）兌猷（司）三（四）方、吳（虞）替（林）、用宮御。今、余佳（唯）丕（經）乃先且（祖）考又（有）彝（勳）于周邦、嚚（申）（就）乃令（命）、二（命）女（汝）官嗣（司）歷人。

本段では逡の先祖考が文王・武王以来、先王を輔弼し、天命に則って周邦を安定させたことに鑑み、宣王がかつて逡を虞林の官、すなわち山林沼澤からさまざまな物資を司る官に任命し、王宮の用に供させたこと、そしていま、逡の先祖考が勳勞あったことを追憶し、かさねて「歷人」を司る官に任命することを記している。逡が虞林の官に任じられたことは盤銘に見え（拙稿「逡盤」〈本誌第二號〉を参照）、作器の時期については盤が先、本鼎が後ということになる。あるいは四十二年鼎に見られる獫狁征伐の軍功（拙稿「四十二年逡鼎」〈本誌第三號〉参照）も関わったことかもしれない。とすれば、盤、四十二年鼎、本鼎の順で作器されたことになる。

本鼎で加官された「歷人」については諸説あり、以下に掲げる。

⑦ 李零は、『書』梓材「肆往姦宄・殺人、歷人有」を引き、「歷人」については學者間で異なった解釋があるが、一般的には司法の場で處罰される對象と關係があるとの同意を得ているとする。そして、『大戴禮』子張問入官に「君子が官に入る」際、七種の不利があり、そのうちに「歷」がふくまれ、「獄之所由生（獄の由って生ずる所）」と解釋されるが、盧辨の注では「歷、歷亂也」と言っていることから、逡の新たな職が司法と關係があるとみなす。要するに、司法の場において何らかの犯罪を起こした者を裁くといったような職掌を王から命ぜられたと解するものであろう。

⑧⑨ 李學勤は、「歷人」という語は『書』梓材に見えるところ、以下のように説く。

『書』「康誥」序に「成王既伐管祝・蔡祝、以殷餘民封康叔、作康

誥・酒誥・梓材【成王既に管祝・蔡祝を伐ちて、殷の餘民を以て康叔を封じ、康誥・酒誥・梓材を作る】^②と言い、梓材の内容は康叔が衛國で君主となるに際しての「爲政の道」、つまるところまた政策方針を告げたものである。梓材のなかでは、邦君（筆者注、大諸侯のこと）の地位の重要さや、國を治めるには梓人（筆者注・木工）が木材を加工するように謹んで事に従うべきで、殘虐に人を殺してはいけないことを強調している。衛國が殷商の舊都で、三監の亂の中心地だったことに對應し、「そこでは」寛大な政策を行わなければならなかった。「本文に」「肆往姦宄・殺人、歴人、宥。肆亦見厥君事戕敗人、宥【肆に往て姦宄・殺人せしものは、人を歴へるも、宥せ。肆に亦た厥の君の事を見て人を戕敗せしものも、宥せ】とあるのは、それら以前に惡事をなして法を犯し、人を殺害するまで甚だしい行爲に至った犯罪「者」については、逐一調べ上げるが、赦免すべきである、それら君長に追隨して他人を傷害した犯罪「者」についてもまた、赦免しなければならぬ、ということを行っている。「歴」は數と訓じ、いわゆる「歴人」とは、數えて調べ上げることを意味する。従って、鼎銘の「歴」も監察の類いの職務である。

②董珊は、大孟鼎に「易（錫）汝邦司四伯・人鬲自馭至于庶人六百又五十又九夫、易（錫）夷司王臣十又三伯・人鬲千又五十夫【汝に邦司四伯・人鬲の馭自ら庶人に至るまで六百又五十又九夫を錫ひ、夷司王臣十又三伯・人鬲千又五十夫を錫ふ】とあり、「鬲」を孫詒讓の説に従って、『逸周書』世俘解「武王遂征四方、凡愆國九十有九國、鹹

曆億有十萬七千七百七十有九、俘人三億萬有二百三十【武王遂に四方を征す、凡そ愆しき國九十有九國、鹹曆億有十萬七千七百七十有九、俘人三億萬有二百三十】の「曆」と音が同じで通ずるとする。そして、大孟鼎の「鬲」は「繫」と讀むべきで、俘虜から轉化した奴隸だろうという裘錫圭の説（『說「僕庸」』、『古代文史研究新探』、江蘇古籍出版社、一九九二年、三八三頁）、および、大孟鼎の「人鬲」は『書』梓材の「歴人」に相當し、平民を捕らえてその手に歴する（手械をはめる、孫詒讓『尚書駢枝』）意で、「人鬲」「鬲」は監禁された俘虜あるいは奴隸だとする楊寬の説（『釋「臣」和與「鬲」』、『西周史』、上海人民出版社、一九九九年、二九〇頁）を引いている。

⑤連劭名は、「歴人」はまた人鬲あるいは鬲と稱し、文獻の「皂」だと考えている。その證據として、『廣雅』釋器「皂、櫪也」、『漢書』鄒陽傳「與牛驥同皂【牛驥と皂を同じくす】」の顔注「皂、櫪也【↓歴也】」、『呂氏春秋』「權大覽・權勳」猶取之内櫪【猶ほ之を内櫪に取る】の高注「皂、櫪也」などを挙げ、『左傳』昭公三年「降在皂・隸」の杜注に「皂・隸、賤官也」とする解釋に従っている。

④孫亞冰は、李學勤と同じく『書』梓材の文を引くが、歴字が『廣雅』釋詁に「過」と訓じられ、蔡沈の『書經集傳』に「歴人者、罪人所過律。所謂知情藏匿資給也【歴人とは罪人の律を過ぎるところ。いわゆる情を知りて資給を藏匿するなり】」と注することから、梓材の「歴人」を事情を知りながら報告しない犯罪と解する。しかし、文獻には事情を知りながら報告しない者を專管する職官がなく、本鼎の「官司歴人」に合わないとする。本鼎の「歴人」は、牧簋【集成4293、西

周中期」の「厥臯(罪) 厥辜」、聖盞「集成 4469、西周晚期」の「有臯(罪) 有辜」、また文献の「五隸(筆者注：罪隸および蠻・閩・夷・貉四翟の隸)」で、『周禮』秋官・司寇に見える「司隸」ではないかとし、司隸は五隸を管掌し、彼らに號令して盜賊を捕らえさせ、卑賤な活動などに關與させる任務をもつ官職だと解する。

⑱王晶は、「歷」を「歷」に通じるとし、『方言』卷五の郭璞注に「養馬器」とあるのに基づいて、「歷人」を『周禮』夏官・司馬の「校人」で「掌王馬之政【王馬の政を掌る】」官とみなし、校人は王馬の選擇・飼養・調教などの事を司ると説く。また、盤銘では虞官・林官を司ることを命ぜられているが、虞官は『周禮』地官の記載によれば、迷の爵は中士(筆者注：山虞の爵。なお林衡は下士)で、王は「四十二年鼎に記される」戦功を表彰し、本鼎では迷の職位を中大夫相當する「歷人」すなわち文献中の「校人」に昇進させたと解する。

周鳳五(⑳王晶の引用に據る。原文は「眉縣楊家村窖藏(四十四年迷鼎)銘文初探」、『康樂集—曾憲通教授七十壽慶論文集』、中山大學出版社、二〇〇六年)は、「歷」は地名で王都鎬京の西北にあり、邊防の要地ではないかとし、四十二年鼎に記される「曆厥」の「曆」で、この地において迷が玁狁征伐の功績を擧げたことから、賦税の収入を司り、食するに足り「食を」兵に足らすことができた、それゆえ一年後(筆者注：四十四年)に迷は歴地の人を統べ邊防の重任を司ったのであると説く。

筆者は「歷人」の「歷」を地名と解するものである。その根據として、本鼎と類似する金文の用例につきに擧げる。

申簋蓋(集成 4267、西周中期)

佳(唯) 正月初吉丁卯、王才(在) 周康宮、各(格) 大室卽立(位)。
益公内右(佑) 申「立」中廷。王命尹册命申、夏(更) 乃且(祖) 考足(疋) 大祝、官嗣(司) 豊人罍九盤祝。

【唯れ正月初吉丁卯、王、周康宮に在り、大室に格りて位に卽く。益公、内りて申を佑けて中廷「に立つ」。王、尹に命じて申に册命せしむ。「乃の祖考を更おそぎて大祝を疋け、豊人罍おそび九盤祝を官司せよ。】

「豊人」の「豊」は、同じく西周中期とされる裘衛盃(集成 9456)に「佳(唯) 三年二月既生霸王寅、王再(稱) 旂于豊【唯三年二月既生霸王寅、王、旂はたを豊あに稱あぐ】」と地名として見えるほか、本鼎と同じく西周晩期の元年師旅簋(集成 27982)にも地名として見え、「王乎(呼) 乍(作) 册尹册令(命) 師旅曰、備于大左、官嗣(司) 豊還(縣)、左右師氏【王、作册尹を呼びて師旅に册命せしめて曰く、大佐に備え、豊縣を官司し、師氏を左右せよ】」と言う。

卯簋蓋(集成 4327、通釋 149、西周中期)

佳(唯) 王十又一月既生霸王寅、燹季入右(佑) 卯立中廷。燹白乎(呼) 令(命) 卯曰、劼乃且(祖) 考死嗣(司) 豊燹公室。昔乃且(祖) 亦既令(命)、乃父死嗣(司) 葦人、不盪(淑)、取我家用喪。……今余佳(唯) 令(命) 女(汝) 死嗣(司) 葦宮葦人。女母(母) 敢不善。

【唯れ王の十又一月既生霸王寅、燹季、入りて卯を佑け中廷に立つ。燹白、呼ばれて卯に命じて曰く、劼はれ乃の祖考、燹公の室を死司

せり。昔、乃の祖も亦た既に命ぜられたり。乃の父、莽人を死司せしも、淑すからず、我が家の筭を取り用て喪したり。……今、余、唯れ汝に命じて莽宮莽人を死司せしむ。汝、敢へて不善なること母れ。」

「莽人」の「莽」は西周金文に習見する地名であり、文例からしても地名としか考えようがない。

これら兩銘の「官司豊人罍九盤祝」「死司莽人」「死司莽宮莽人」という用例から考えると、本鼎の「官司歴人」の「歴」も地名と解するのがよいと思う。本鼎と器形・紋様もほぼ等しく同時期と思われる禹鼎（集成2833・34、通釋123）、林斷代では西周III B）に「歴内」という地名が見え、「亦唯噩侯（侯）駘（御）方率南淮夷・東夷、廣伐南國・東國、至于歴内【亦た唯れ噩侯御方、南淮夷・東夷を率ゐて、南國・東國を廣伐し、歴内に至る】」と言う。時代から考えて、本鼎の「歴」が「歴内」と同一地である可能性はある。とすれば、西周王室の経済的基盤であり、さまざまな産物や原料（あるいは資源）を収奪していた南國・東國の地ということになる（三輪健介「西周王朝の財政」〈本誌第二號〉および「文盪」〈本誌第三號〉参照）。王がかさねて遂に歴人を官司することを命じたのは、王室の必要とする手工業および食用の原料あるいは加工品の調達を全国的規模で行う職務に就いていたことから、王室の経済的基盤であった東南方の歴地の人を動員して王室財政に要する物資を調達させる任を與えるため加官であった可能性を想定できるのではないかと、筆者は考える。

母（母）敢妄（荒）寧。虔夙夕，亘（惠）離（雍）我邦小大猷。

「母（母）妄（荒）寧」はまた、毛公鼎（集成2821、通釋181）に「余非庸又聞、女母敢妄寧【余、有聞を庸ふるに非ず、汝、敢へて荒寧すること母かれ】」と言う。「書」無逸に「昔在殷王中宗、嚴恭寅畏、天命自度、治民祇懼、不敢荒寧【昔、殷王中宗に在りては、嚴つ恭み寅おそ畏、天命もて自ら度り、民を治むるに祇つみ懼おそれ、敢へて荒寧せず】」、文侯之命に「柔遠能邇、惠康小民、無荒寧【遠きを柔おけ邇ちかきを能やすんじ、小民を惠いづしみ康んじ、荒寧すること無し】」とあり、前者の毛傳に「不敢荒怠自安【敢へて荒怠し自ら安んぜず】」と言う。本鼎や毛公鼎の「妄（荒）寧」は『書』と同じく、「怠慢安穩」の意である。

「亘（惠）離（雍）我邦小大猷」の「惠離」を、⑧⑨李學勤は「惠」を順、「雍」を和と訓ずる。⑩劉懷君等は「和順」と訓ずる。⑭孫亞冰は「惠」の訓について、『爾雅』釋詁の「愛」、同じく釋言の「順」を引き、「離（雍）」を「離」と釋し、『詩』召南・何彼穠矣の「曷不肅離、王姬之車【曷なんぞ肅離せざる、王姬の車】」を引いて和と訓ずる（筆者注、毛傳の「離、和」に據るものと思われる）。李・孫兩氏とも訓は行っているが、本鼎の當該句を具體的にどのような意味に捉えるのかについては言及がない。

本鼎と同様あるいは類似する金文の用例としては、師詢簋（集成432、通釋123）の「今余佳離（申）稟（就）乃令（命）=（命）女（汝）亘（惠）離（雍）我邦小大猷」、毛公鼎（集成2841、通釋181）の「亘（惠）我一人、離（雍）我邦小大猷」とあるのが挙げられ、後者の用

例から考えれば、本鼎および師詢簋の「恵(惠) 雝(雍) 我邦小大猷」の「恵(惠)」字下には「我一人」が省略されており、補って解釋すべきだと思う。何樹環は本鼎銘を引いていないが、師詢簋の「恵(惠) 雝(雍)」下には「王」すなわち「我一人」を補い、毛公鼎の「恵(惠) 雝(雍)」とともに「助持」の義とし、「王を輔弼し国家の大小の謀略を執持する」と解している(『金文「恵」字別解——兼及「惠」』、『青銅器與西周史論集』、文津出版社、二〇一三年)。

「恵」については、⑭孫亞冰の引用のほか、『書』舜典「亮采惠疇」の孔傳に「恵、順也」、『詩』大雅・思齊「惠于宗公」、同じく抑「惠于朋友」の鄭箋に「恵、順也」とある。つまり「我一人につきしたがう」という意である。「雝(雍)」は孫氏のように「和」と訓じ、ここでは調すなわち「ととのえる」と讀みたい。その目的語は「小大猷」で、⑭孫亞冰は「大小官吏」と解するが、「猷」は『爾雅』釋詁上に「靖……猷、謀也」とあり、謀略・策略の意にとれるが、「猷」は政策・國策と解すべきだと思う。つまるところ、本鼎の「恵雍我邦小大猷」とは「[我一人に]つきしたがう、さまざまな國策を亂れなく形作れ」と、筆者は解するものである。

孚乃專(敷) 政事、母(毋) 敢不斐(畫) 不井(型)。

⑧⑨李學勤は「斐」を「畫」字の从うところとし、「畫」と讀んで端直(正直)の意とみなす。⑭孫亞冰は、「斐」字と本鼎後文「畫轉畫轄」の「周」に从う「畫」とは判然と區別があつて、「斐」は絶對

に「畫」ではないし、「規」と釋するのが至確と説く。そして見生簋(每簋、集成3912・3913)に「見生蔑每曆、用作季日乙斐、子子孫孫永寶用【見生、每の曆を蔑し、用て季日乙の斐を作る、子子孫孫永用せよ】」を引いて、この銘では「斐」は器名で簋の假借であり、「規」と「簋」はともに見母で古音は接近しているとみなす。

しかし、字の上部は聿(筆)形、下部は二本の線が交叉する形で筆畫の交わるさまを表していると考えられ、「ぶんまわし(コンパス)」を意味する「規」とは釋しがたく、「畫」と釋するべきであろう。本鼎では「周」に从う「畫」は「えがく」という意、「斐」は「はかる」という意で使用され、意味において區別があるから字を異にしたと考へたい。ただ、見生簋(每簋)に見えるように器名として用いられていると思われる場合、「畫」は支韻匣紐あるいは錫韻匣紐、「簋」は幽韻見紐(李珍華・周長楫編撰『漢字古今音表』、中華書局、一九九三年)であるから、通假するかどうか、あるいは器名とは異なる意味で用いられているのか、という問題は残る。

孚乃𠄎(訊) 庶又(右) 𠄎(斁)、母(毋) 敢不中不井(型)。

⑦李零は、本句「乃𠄎庶又𠄎」を「乃訊庶有𠄎」と讀み、上文の「乃專(布) 政事」に對應するとして、「訊」を司法の取り調べを指すと解する。「𠄎(𠄎)」は「𠄎」と同じで、『禮記』大學「一人貪𠄎」の鄭注に「𠄎、或爲𠄎」とあるように、古書では通假字として用いられ、『爾雅』釋詁上のように「罪」を「𠄎」と訓ずるものが多いとし、こ

ここでは刑法に觸れた者だとみなす。つまり、「乃ち庶ろの戻有るを訊べる」と釋するのである。

⑧⑨李學勤は、同様の句が牧簋に「庶右(有)炎(燬)」とあり、「庶」は衆の意、「又」あるいは「右」は有と讀み、「脊(葬)」を牧簋の「炎(燬)」とともに炎聲で、匣母談部の「嫌」と讀み、疑すなわち嫌疑の意とし、「訊庶有嫌」とはすなわち「審訊嫌犯人」の意に解する。また、趙盩に「訊小大又(有)墜」とあるのを引いていることから、恐らくは「庶の嫌ひ有るを訊べる」、つまり「さまざまな容疑者を取り調べる」と解していると思われる。

⑩劉懷君等は「訊」を訊問・取り調べ、「庶」を庶民の意、「脊(葬)」を隣に通ずるとし、是非を明辨すると解する。つまり、「ここに乃ち庶を訊べて隣かにすること有る」と讀むものであろう。

⑪孫亞冰は「脊」を炎に从うのではなく、大と四點に从うとし、「葬」と釋す。そして、金文に常見する「葬明」という語は、陳夢家が「耳目聰明」と訓ずる説(『西周銅器斷代』尹姑齊鼎、『考古學報』一九五六年第三期)を引き、精明の意味で、本鼎の「有葬」も同じ意味にちがいないと解する。「訊庶」については、「衆隸に拷問(筆者注:肉体的苦痛をあたえて訊問)する」と解する。

⑫連劭名は「訊庶有鄰」と讀み、「訊」を『公羊傳』僖公十年「君嘗訊臣矣」の何休注に「上問下曰訊」とあるのを引き、咨詢の義とする。「庶有鄰」については、主として同族の人だと解する。その根據として『左傳』昭和十二年「倍其鄰者【其の鄰に倍く者】」の杜注に「鄰猶親也【鄰は猶ほ親のごときなり】」を引き、古代は聚族して居住し、

宗族の首領が中心に、宗族の分家が四鄰にそれぞれ住み着いたとみなす。そして、「訊庶有鄰」は獄訟を指し、古代において判決の案件は下屬の意見を徴して詢る必要がある、このことは司法の領域における氏族民主制を反映していると説き、『周禮』「秋官・小司寇の「以三刺斷庶民獄訟之中、一曰訊群臣、二曰訊群吏、三曰訊萬民、聽民之所刺有、以施上服・下服之刑【三刺を以て庶民の獄訟の中たるを斷ず。一に曰く、群臣に訊ふ、二に曰く、群吏に訊ふ、三に曰く、萬民に訊ふ。民の刺有する所を聽き、以て上服・下服の刑を施す】」などの文獻を引いて、そのことを示す典據としている。また、『尚書』立政に「繼自今、文子文孫、其勿誤于庶獄庶愼【今自ら繼ひて、文子文孫、其れ庶獄庶愼を誤ること勿かれ】」とあり、于省吾が『尚書新證』で「愼讀爲訊【愼は讀みて訊と爲す】」と解するのに従って、およそ「獄」には必ず「訊」があるとし、本鼎の「訊庶有鄰」を獄訟と關連づける一證に加えている。

⑬董珊は陳劔の説、すなわち、金文中で裁判と關係のある「葬(あるいは鄰)」は『書』立政にしばしば見える「庶獄庶愼」の「愼」で、「葬」と「愼」は音が近く通假してよいはずだという説(出所未詳)に従い、『詩』大雅・緜「虞芮質厥成」の「質」だとし、本鼎の「庶有葬(愼)」はまた、趙盩(集成296)に「小大又葬」に作ることから、各種の訴訟裁判のことを廣く指すのであろうと説く。つまるところ、董珊は「庶有葬」を「もろもろの有愼(訴訟裁判)」と讀むものだが、「訊」をどう解するかについては言及していない。

⑭王晶は「訊」を「詢り問う」の意、「庶」を庶民を指すとす。「又」

(牧簋では「右」については「右」に通じ、屬官を表しているともみなす(また『西周金文「訊」字解』、『西周涉法銘文匯釋及考證』、中國社會科學出版社、二〇一三年を参照)。根據としては、唐蘭の論考(『西周青銅器銘文分代史徵』、中華書局、一九八六年、三〇九頁)に引く『周禮』太宰「以九兩繫邦國之民……八曰友、以任得民【九兩を以て邦國之民を繫ぐ……八に曰く、友、任を以て民を得】」の鄭注「友謂同井相合耦鋤作者【友は同井相合ひ耦鋤して作する者を謂ふ】」や、張亞初・劉雨の論考(『西周金文官制研究』、中華書局、一九八六年、五九頁)に引く『說文』「三下又部」の「友、同志爲友、从二又相交友」などを擧げている。しかし、王氏の擧げている根據からすると、「友」は屬官(王氏の原文では「部屬」「助手」)ではなく、同僚の意としか解することはできない。「咨」については「鄰」に通ずるはずだとし、左右の近臣を指すと説く。その根據として、『書』益稷「欽四鄰」の孔傳「四近、前後左右之臣」などを擧げている。そして、『周禮』「秋官・小司寇の「以三刺斷庶民獄訟之中、一曰訊群臣、二曰訊群吏、三曰訊萬民、聽民之所刺宥、以施上服・下服之刑」、同じく司刺の「司刺掌三刺・三宥・三赦之法、以贊司寇聽獄訟。一刺曰訊群臣、再刺曰訊群吏、三刺曰訊萬民を引いて、本鼎の「訊庶又(友)咨(鄰)」を、萬民・群吏・群臣に詢り問うという意に解する。

⑰張崇禮は「咨」を「斁」と釋し、⑰李零の説に従って「戾」と讀み「罪」の意に解するが、音韻の面から、「斁」は來紐眞部、「戾」は來紐質部であり、兩字は雙聲で韻部は對轉關係にあり、讀音は近いとする。そして本句を、「法を犯した人を審問・訊問する」という意に

解する。

本句と同様あるいは類似の用例としては、以下の二つがある。

牧簋(集成4323、通釋104a、西周中期)

王曰、牧、女(汝)母(母)敢「弗帥」先王乍(作)明井(刑)用。

孚乃噬(訊)庶右𠄎斁(斁)、母(母)敢不明不中不井(型)、乃

𠄎政事、母(母)敢不𠄎不中不井(型)。

【王曰く、牧よ、汝敢へて先王の作りし明刑に帥ひ用ひざること母かれ。孚に乃ち庶右斁を訊ふには、敢へて明らかならざること中しからざること型らざること母かれ。乃ち政事を敷くには、母(母)敢へて畫らざること中しからざること型らざること母かれ。】

趙簋(集成4266、通釋83、西周中期)

王若曰、趙、命女(汝)乍(作)緞𠄎師(師)冢嗣(司)馬、啇(嫡)

官僕射士。噬(訊)小大又(右)陟(鄰)。取遺五受。

【王若く曰く、趙よ、汝に命じて緞師の冢司馬と作し、僕・射士を嫡官せしむ。小大の右鄰を訊へ。遺五受を取らしむ。】

親簋(『中國歷史文物』二〇〇六年第三期)

王乎(呼)乍(作)册尹𠄎令(命)親、更乃且(祖)服乍

(作)冢司馬。女(汝)廼諫噬(訊)小大又(右)斁。取遺十受。

【王、作册尹を呼び申ねて親に命ず、「乃の祖の服を更ぎ、冢司馬と作れ。汝廼ち小大の右斁を諫し訊へ。遺十受を取らしむ。】

牧簋は宋代の『考古圖』以來、摹本によって傳えられる器銘だが、「𠄎」「𠄎」兩字は本鼎の「𠄎」(乙二二號器)「𠄎」(甲一號器)兩字を参照すると、それぞれ「專(敷)」「𠄎(畫)」の

原銘の誤りあるいは字跡不明瞭による摹誤と考えて差し支えない。

本鼎の「冪乃訊庶又葬」および牧簋の「冪乃訊庶右葬」と趙簋の「訊小大又鄰」、そして親簋の「諫訊小大又葬」とを較べてみると、前者の「庶」と後者の「小大」は同義と考えられ、「庶」は庶民の意ではなく「もろもろの」「さまざま」「多くの」という意である。「又」は牧簋で「右」に作ることから、「有」ではなく「右」と読み、「佑」すなわち輔弼の意と解したい。本鼎の「咨」字は前引した親簋では「𠄎」に作り、「葬」字の異體である。「葬」は「鄰」で近と訓じ、ここでは近臣の意と解したい。「訊」については、金文では趙簋と親簋にあるように「取遣(遣)若干受」との關連で登場する用例が他に二つある。

鬲簋(集成4215、通釋143、西周晚期)

王曰、鬲、命女(汝) 嗣(司) 成周里人罍大亞。嗛(訊) 訟罰。

取償五受。

【王曰く、鬲よ、汝に命じて司成周里人罍び大亞を司れ。訟罰を取償へ。償五受を取らしむ。】

揚簋(集成4294・95、通釋131、西周晚期)

王若曰、訊(揚) 乍(作) 嗣(司) 工、……賜(賜) 女(汝)

赤帥市・織(變) 旂。嗛(訊) 訟。取遣五受。

【王若く曰く、揚よ、司工と作れ、……汝に赤帥市・織旂を賜ふ。

訟を訊へ。遣五受を取らしむ。】

「遣」は徴の初文で税収の意、「受」は緩の初文で重量の單位であり、本官外の特任報償とする説がある(通釋83・131)が、朱鳳翰はこの

字の最も簡略な形は「宀(宀の省聲)」と貝に从う會意兼形聲字で、

資材・財産を意味する字だとし、「取遣若干受」とは朝廷から被冊命者の職務に相應する固定した俸禄、すなわち「若干受」という銅の重量に相當する価額の財産を取得することだと説く(西周金文中的「償」與相關問題、『古文字與古代史』第一輯、中央研究院歷史語言研究所、二〇〇七年)。特任報酬であるか固定俸禄であるかは、いま措くとして、ともあれ上記二例からは、争訟なり罪罰を「訊」する、すなわち訴えを聴き犯罪を調べることと關連して「取遣若干受」という報償が與えられていることが解る。とすれば、趙簋の「訊小大右鄰」とは、「多くの輔弼の近臣の不正を取り調べる」という意であり、本鼎や牧簋の場合は、「多くの輔弼の近臣の不正を取り調べる際に、公平でなかったり「先例に」則らなかつたりしてはならない」という意ではなからうか。

母(母) 𠄎(𠄎) 𠄎(𠄎) 𠄎(𠄎) 𠄎(唯) 又(有) 宀從、𠄎(務) 𠄎(侮) 𠄎(鰥寡、用乍(作) 余我一人矧(怨)、不(肖) 佳(唯) 夙(死)。

「𠄎」について、毛公鼎(集成2811、通釋181)に「母(母) 𠄎(𠄎) 𠄎(𠄎)、𠄎(務) 𠄎(侮) 𠄎(鰥寡)」とあり、従前「中飽」、すなわち汚職受賄とか中間搾取の意と解され、諸家それに従う。「𠄎」は供に通じ、官が人民より財貨を供出させる意であろう。「𠄎」は『説文』六下囊部に「囊張大兒」と訓ずる「囊」字に當たり、原字は缶を

袋に詰めて袋の上下を縛った形で、ここでは缶ふたすなわち寶を懷中に収める意を表している字として用いられているのであろう。白川靜は、その禍がなぜ鰥寡のみに及ぶ（白川は務へ侮へ）を病と解する。後述）のか理解に苦しむとし、「一律課税のように、貧富の別なく賦貢を徴する意であろう。そのゆえに負擔能力のない鰥寡には、それが惨害を及ぼすのである」と解している（通釋181、六七七頁）。本鼎では「顰ひそめて宥な從（放縦なふるまい）」と解している（通釋181、六七七頁）。本鼎では「顰から考えると、一律課税なり貧富の別なき賦貢と解するよりは、廣く一般人民より財貨を供出させて私腹を肥やすことと解するのが良いと思われる。そう解すれば、次の「老年で身寄りなく頼る者もない鰥寡を苦しめる」という句にも問題なく繋がる。

「菝（務へ侮）鰥寡」の「菝（務へ侮）」は、『詩』小雅・常棣「兄弟閱于牆、外禦其務（兄弟、牆に閱ぐも、外はその務りを禦ぐ）」の「務」字を、『國語』周語中では「侮」に作り、前者の鄭箋に「務、侮也」とあることから、「侮」に通ずる。「侮」は、文獻には『書』康誥「惟乃丕顯考文王、克明德慎罰、不敢侮鰥寡（惟れ乃ち丕顯なる考文王、克く徳を明らかにし罰に慎み、敢へて鰥寡を侮らず）」のように、「あなどる」の意に用いられる場合もあるが、本鼎では『淮南子』説林訓「故侮人之鬼者、過社而搖其枝（故に侮人の鬼は、社を過りて其の枝を揺らす）」の高注に「侮猶病也（侮は猶ほ病のごときなり）」とあるように、鰥寡を病ましむ、苦しめるの意とするのが良いだろう。

「用作（作）余我一人知（怨）」の「知」字は、宋代の『考古圖』以來摹本で伝えられる壘盥（集成4469、通釋184、西周晚期）の「廼乍

（作）余一人𠂔」という同様の句があり、「咎」字と釋する向きもあるが、壘盥の「𠂔」字を参照すると、本鼎の左旁は通常の「夕」字が左向きであるのに對して、下向きではあるが、夕に从っていると考えられ、右旁は「尸」に从っているから、②董珊・⑩裘錫圭のように「𠂔（怨）」字と釋すべきであろう。

「不𠂔」佳（唯）𠂔（死）」について、⑧⑨李學勤は本句を「不雀死」と釋し、「不𠂔」佳（唯）兩字を「雀」一字に隸定して「爵」と讀み、「官爵を保たずして死す」という意に解する。⑭孫亞冰も同じく「爵」と讀み、「爵あらずして死す」という意に解する。⑪劉懷君等は「雀」一字に隸定して「唯」すなわち語氣詞、「死」を「尸」すなわち職事・職務とし、本句を「職責を盡守（まも）うしない」の意に解する。⑦李零および②董珊は本句を「不𠂔佳死」四字に釋しているが、前者は「不」と「𠂔」と讀み、後者は前引の壘盥（集成4469）「不𠂔（淑）唯死」と文意同じと解する。⑩裘錫圭も「不𠂔佳死」四字に釋し、②董珊の引く壘盥の「不𠂔唯死」の「𠂔」字を「少」のやや走った形らしいと考え、「𠂔」と讀んで不賢・不善の意に解する。

「不𠂔」佳（唯）兩字は「雀」一字とも釋しうるが、壘盥の「不𠂔唯死」という句から考えれば、𠂔が何字に當たるかは措くとして、本鼎の場合も二字と見て「不𠂔にして唯れ死せん」という意と解するのが妥當であろう。本鼎戊（五）號器ではと記しており、「不𠂔」佳（唯）間はやや空いている。また、本鼎に記される「我邦小大𠂔」の「小大」兩字の間隔が狭く、一字分のスペースで記されているものがある（甲一）號器（圖二）、一五行目冒頭）を參考すれば、「不𠂔」佳（唯）二字

第二號参照)。

逡盤においては、逡が王宮の用に供するため榮兌を輔佐して四方の虞林の官を併司することになったが、その際の王からの賜與品は「赤市・幽黃・釜勒」の三種であった(逡鐘では賜與品は記されていない)。本鼎においては、歴人の官司を加えられたことに對して、賜與品ははるかにそれを凌駕し十三種の多きに至っている。賜與品の種類あるいは数が職事と對應しているとすれば、歴人の官司のことは極めて重要な職務内容だったと考えられるが、そうでなければ逡自身の王朝内における地位がかなり上昇したものだと考えられる。賜與品が職事に對應しているものなのか、あるいは地位に對應しているものなのか、この點についてはなお検討の餘地ある問題であろう。

逡掾(拜) 頤(稽) 首、受册、佩目(以) 出、反入董(瑾) 圭。

「董(瑾) 圭」の「董(瑾)」は美玉、「圭」は上部が圓く下部が四角い柄形の玉器。「瑾圭」とはつまり、美玉で製作した上圓下方形の笏しやく。本段と類似の金文の用例としては、善父山鼎(集成2825、西周晚期)「山掾(拜) 頤(稽) 首、受册、佩目(以) 出、反入董(瑾) 璋」、頤鼎(集成2827・2828、西周晚期)「頤掾(拜) 頤(稽) 首、受册、佩目(以) 出、反入董(瑾) 璋」があるが、受命者は「董(瑾) 璋」を返納しており、本鼎の「董(瑾) 圭」とは異なっている。「璋」は圭を縦に半分割った玉器である。陳漢平は文獻と張光裕の説(出所未詳)を引いて、璋を執る者は圭を執る者より身分・地位が低い意とみ

なす(『西周册命制度研究』、學林出版社、一九八六年、三〇七〜八頁。ただし陳氏は「董(瑾)」字を「觀」とみなしている)。その説に従えば、逡の身分・地位はより高かったことになるが、瑾圭なり瑾璋を返納するという金文の事例は以上三つにとどまり、明言はできない。

逡敢對天子不(丕) 顯魯休凱(揚)、用乍(作) 朕(朕) 皇考
 𠄎(共) 弔(叔) 𠄎(𠄎) 彝。皇考其嚴才(在) 上、廩(翼)
 才(在) 下、穆(穆) 秉明德、𠄎(𠄎) 降余康受(龜)・屯(純)
 右(祐)・通泉(祿)・永令(命)・𠄎(眉) 壽・綽(綽) 綽。
 吮(峻) 臣天子。逡萬彳(年) 無彊(彊)。子(子) 孫(孫)
 永寶用高(享)。

本段に見える語彙については、拙稿「逡盤」(本誌第二號)および「四十二年逡鼎」(本誌第三號)を参照されたい。

逡盤は皇祖考を祭祀するために作器され、四十二年逡鼎は誰のための作器であるかは記されておらず、逡鐘と本鼎は皇考共叔のための作器されている。盤銘は歴代の周王に仕えた皇祖考の功業を記しているのだから、皇祖考のための作器ということは當然である。皇考共叔のためのに作られた本鼎は十件あり、同じく鐘は八種でセットを成すであろう編鐘である。自分を生んで育ててくれ、いま自分の存在なり職事あるいは地位があるのは、最も近い祖たる亡き父のおかげだということを示しているように感じられる。

【訓讀】

唯れ四十又三年六月既生霸丁亥、王、周の康宮穆宮に在り。且に王、周廟に格りて位に即く。司馬壽、虞遜を佑けて門に入り、中廷に立ち北嚮す。史滅、王に命書を授く。王、尹氏を呼びて遜に冊命せしむ。

王若く曰く、「遜よ、不顯なる文武、大命を膺受し、四方を匍有せしより、則ち繇唯れ乃の先聖祖考、先王を來詔して、大命に動勤し、周邦を奠めたり。肆に余、聖人の孫子を忘れず。昔、余既に汝に命ず、榮兌を正け四方の虞・林を弑司し、宮御に用ひよ」と。今、余唯れ乃の先祖考の周邦に動有るを經ひ、乃の命を申就し、汝に命じて歷人を官司せしむ。

敢へて荒寧すること母かれ。夙夕を度み、「我一人に」恵ひ、我が邦の小大の猷を雍へよ。

手に乃ち政事を敷くに、敢へて畫らざること型らざること母かれ。手に乃ち庶の友鄰を訊ふに、敢えて中しからざること型らざること母かれ。

擧策すること母かれ。擧策して唯れ宥從すること有れば、廼ち鰥寡を侮ましめ、用て余我一人の怨みを作し、不肖にして死せん」と。

王曰く、「遜よ、汝に拒鬯一亩・玄衮衣・赤袞・駒車・賁較・朱鞞鞞斬・虎冪纁裏・畫轉・畫轄・金甬・馬四匹・鑿勒を賜ふ。夙夕を敬み、朕が命を濼つること勿かれ」と。

遜、拜し稽首して冊を受け佩びて以て出で、反りて瑾圭を入る。遜、敢へて天子の不顯なる魯休に對し揚し、用て朕が皇考共叔の鬻彝を作る。皇考、其れ嚴として上に在り、翼として下に在り、穆々として明

徳を乗り、鬻々鬻々として余に康麗・純祐・通祿・永命・眉壽・綽綽を降さん。峻く天子に臣たらん。遜、萬年無疆ならんことを。子々孫々、永く寶用し享せよ。

【現代語譯】

これ四十三年六月既生霸丁亥のこと、王は周にある康宮の穆宮にいらっしゃった。夜明けに王は周廟にやって來られて「ご自身の」席にお即きになった。司馬壽が虞遜を導いて門に入り、中廷に立って北に向き「南面する王と對した」。史滅が王に命書（辭令を記した冊書）を授けた。王は尹氏を呼んで遜に命書を讀ませ、辭令の事を傳えさせた。

王がこのように仰った。「遜よ、大いに輝かしき文王と武王が「天の」大命を受けて四方を廣く保有して以來、汝の聖なる亡き父祖は先王を輔弼し、「天の」大命にかなうよう勤め勵み、周邦を安定させてきた。それゆえ余は、聖人の子孫を忘れたりしない。昔、余は既に汝にこう命じた。榮兌を補佐し四方の山林沼澤の産物を管掌せよ、「その産物」王宮の用に供せよ」と。今、余は汝の亡き父祖が周邦に勳功あったことを追想し、汝に對する命を重ね、汝に命じて歷人（歴地の人）を司らせることとする。

事を怠つて安穩と過ごしてはならない。朝早くから夜遅くに至るまで肅々と「職事に」勤め勵み、「われ一人に」附き従い、我が邦のさまざまな計略を定めよ。

政事を敷く際は、計畫しなかつたり「先例に」則らなかつたりして

はならない。

多くの輔弼の近臣「の不正を」取り調べる際は、公平でなかったり「先例に」則らなかつたりしてはならない。

「庶人から物品を」供出させて私腹を肥やしてはならない。そのようなことをして放縱なふるまいをすることがあれば、寡夫や寡婦を苦しめ、われ一人の怨みを爲すことになり、「汝は」辛あらずして死ぬことになろう」と。

王が仰った、「逯よ、汝に秬鬯（黍と春いて煮た鬱金草とを合わせて醸造した香酒）一亩（亩は盛酒器）・玄衮衣（黒赤色で卷龍を描いた衣服）・赤舄（赤い靴）・駒車（仔馬の牽く車）・賁較（種々の色彩で描いた布を覆った車の乗車席左右にある取っ手）・朱鞞鞞斬（朱を塗った獣皮で作った車前の横木の取っ手と朱を塗った獣皮で作ったむながいへ馬の胸に當てる綱）・虎羃纁裏（虎の皮で作った、裏地が薄赤色で飾られた覆い布）・畫轉（彩色が施されたとしぼりへ乗車席と車軸とを結びつける繩）・畫輅（彩色が施された車軸のとしぼりの下にある繩）・金甬（銅製の車の軸先）・馬四匹・鑿勒（銅飾を施したくつわへ馬首にくわえさせる金具）を賜う。朝早くから夜遅くに至るまで肅々と「職事に」勤め勵み、わが命を放棄することのなきよう」と。

「わたくし」逯は「王に」拜禮（おじぎ）し「さらに」額を地につけて敬禮し、冊書（辭令書）を受け取り携えて退出し、「また」戻って瑾圭（美玉で製作した上圓下方形の笏）を納めた。「わたくし」逯は敢えて天子の大きいに輝かしく嘉き賜物に應えて「その恩寵を」稱揚

し、わが皇やしき亡父たる共叔「にお供え物を」差めるための彝器（常器）を作った。「皇やしき亡父は」威嚴かに天界に在し、恭敬みて人間界に在し、肅々と明德を保持し、「その神氣は」廣く滿ちわたり、わたくしに安樂・大いなるご加護・限りなき幸・永き命・長壽・永年を降されよう。「わたくし逯は」永く天子に臣下としてお仕えしよう。「わたくし」逯は萬年盡き果てないように。子孫よ、「この鼎を」永久に寶器として用い祭れ。

（立命館大學白川靜記念東洋文字文化研究所客員研究員）